

ドイツの COVID-19 対策タイムライン

高木裕貴（京都大学大学院文学研究科研究員）

2020 年

3 月 12 日、連邦政府・各州政府の合意に基づくガイドライン（**Leitlinien**）が発表された。このガイドラインにより、100 人以下の集会も禁止され、学校も閉鎖された。

3 月 16 日、ガイドラインについて新たな合意がなされた。このガイドラインにより、バー、ナイトクラブ、劇場、オペラ座などは閉鎖され、スポーツ施設の利用、および宗教施設における会合が禁止された。

3 月 17 日には、EU およびシェンゲン域外からの不要不急の渡航に際して、入国制限が決定された。

その後、18 日から 21 日にかけて、各州における州政令（**Verordnung**）が発令されたが、対応は州によってばらばらであった。

3 月 22 日には、新たに合意されたガイドラインが発表された。このガイドラインによって、各州の規制はより統一的で厳格なものとなった。

3 月 27 日、計 6 本の連邦法が成立した。「全国規模の流行状況における住民保護に関する法律」「経済安定化基金設置法」「2020 年連邦補正予算法」「民事・倒産・刑事訴訟法における COVID-19 パンデミックによる影響緩和のための法律」「コロナウイルス SARS-CoV-2 を起因とした社会保障への容易なアクセスおよび社会保障サービス提供者の利用と保護のための法律」「病院その他の医療機関の財政負担補償法」。特に「全国規模の流行状況における住民保護に関する法律」は、感染症予防法改正を主な内容とするものであり、全国規模の感染症が発生した場合、州や地方自治体の権限を制限し、連邦政府の権限を拡大することを可能にした。

3 月 27 日、生命科学や医学に関するドイツ政府の諮問機関「ドイツ倫理評議会」も、「コロナ危機における連帯と責任」という提言を発表。

4 月 15 日以降、制限緩和の方向へと向かう。

4 月 15 日には、制限措置の緩和に関わる連邦政府と各州政府の合意事項が発表された（第一次緩和）これまでに合意された接触制限等の措置は延長され、ソーシャルディスタンスについても取り締まりの対象であることは再確認された。マスク着用の推奨も盛り込まれた。他方で、段階的な学校再開が宣言され、自動車・自転車取扱業者と書店、800 平方メートル以下のすべての店舗が適切な措置をとることを条件に再開と認められた。また、デジタル・コンタクト・トレーシング・アプリの導入と両政府による市民へのアプリ利用の呼びかけも盛り込まれた。

4 月 30 日、新たな合意がなされた（第二次緩和）。この合意では、宗教活動のための集會、子ども用の遊び場、文化施設の再開が認められた。

5月6日、新たな合意がなされた（第三次緩和）。この合意では、大幅な緩和策が講じられた。例えば、4月15日の合意において設けられていた面積制限を撤廃し、小売店舗も適切な措置を条件に再開を認められた。

5月19日、第二次全国規模流行状況住民保護法が成立した。

11月2日、コロナの再拡大を受け、連邦政府と各州が同意した制限措置が再び導入された。接触制限、旅行自粛要請や観光目的での宿泊禁止などが盛り込まれた一方で、小売店舗や学校は閉鎖されなかった。これは「ソフト・ロックダウン」と呼ばれている。

11月18日、第三次全国規模流行状況住民保護法が成立した。

12月13日、両政府の協議により、規制が強化されることになった。小売店舗や身体接触を伴うサービス業、学校も閉鎖された。

12月18日、「コロナワクチン接種省令」が制定される。27日に開始されるワクチン接種に先んじて、その優先順位を設定するものである。

2021年

3月、流行状況延長法成立

4月、第四次全国規模流行状況住民保護法が成立

2022年

9月、感染症予防法改正。

2023年

2月、長距離公共交通機関でのマスク着用義務が前倒しで終了。

3月、医療・介護施設の職員と居住者・入院者のマスク着用義務をこれも前倒しで終了した。

4月7日に、新型コロナウイルス感染拡大を防止する各種措置が全て終了。

コメント

ドイツでは、感染者および死者数が比較的になかったと言われている（ただし、人口比で見てもドイツの数字は日本の数字を上回っている）（西岡 2023:5）。それは第一に、ドイツはコロナ・パンデミックが発生した初期から対応し、感染予防法の改正などを通じて、各州がロックダウンなどの比較的強い対策を行ってきたためであろう。第二に、ドイツの医療体制は元々充実していたからと考えられる（石川 2021:108）。人口一人あたりの医師数は、ドイツでは日本の1.7倍、集中治療室専門医は7倍いたとされている。「医療のひっ迫」という問題は、日本に比してドイツでは大きな問題にはならなかった。

※本資料の作成にあたっては、以下の資料を参照した。

・ ウェブサイト「パンデミック ELSI のアーカイブ化」のタイムライン

(<https://www.pandemic-philosophy.com/>)

- ・横田明美・阿部和文「ドイツにおける COVID-19(新型コロナウイルス感染症) への立法対応：連邦と州の権限配分及び行政情報法の観点から」『JILIS レポート』 Vol.3 No.2、2020年、pp. 1-17。
- ・西岡晋「第1章 コロナ禍のドイツ：危機管理における政治的リーダーシップ」『命か経済課：COVID-19 と政府の役割』岩崎正洋編著、勁草書房、2023年、pp. 3-21。
- ・石川義憲「コロナ禍のドイツ都市自治体の対応から見えてくるもの：保健所の対応とロックダウン等の法規制」『都市とガバナンス』 Vol. 36、2021年、pp. 96-110。